

ご相談は最寄りの児童相談所へ



- 1 相談受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※上記時間帯以外は「いばらき虐待ホットライン」に電話が転送されます
- 2 ご相談は次の区域の児童相談所へ
※お住まいの市町村の児童担当部署でも相談を受け付けています

所在地・電話番号・管轄区域

筑西児童相談所
筑西市二木成615(筑西合同庁舎分庁舎)(〒308-0841)
☎0296(24)1614

日立児童相談所
日立市弁天町3-4-7(〒317-0072)
☎0294(22)0294

中央児童相談所
水戸市水府町864-16(〒310-0005)
☎029(221)4150

土浦児童相談所
土浦市下高津3-14-5(〒300-0812)
☎029(821)4595

土浦児童相談所
土浦市下高津3-14-5(〒300-0812)
☎029(821)4595

いちにはやく
児童相談所全国共通ダイヤル「189」番
でもお近くの児童相談所に電話がつながります

担当者名	電話
×モ	

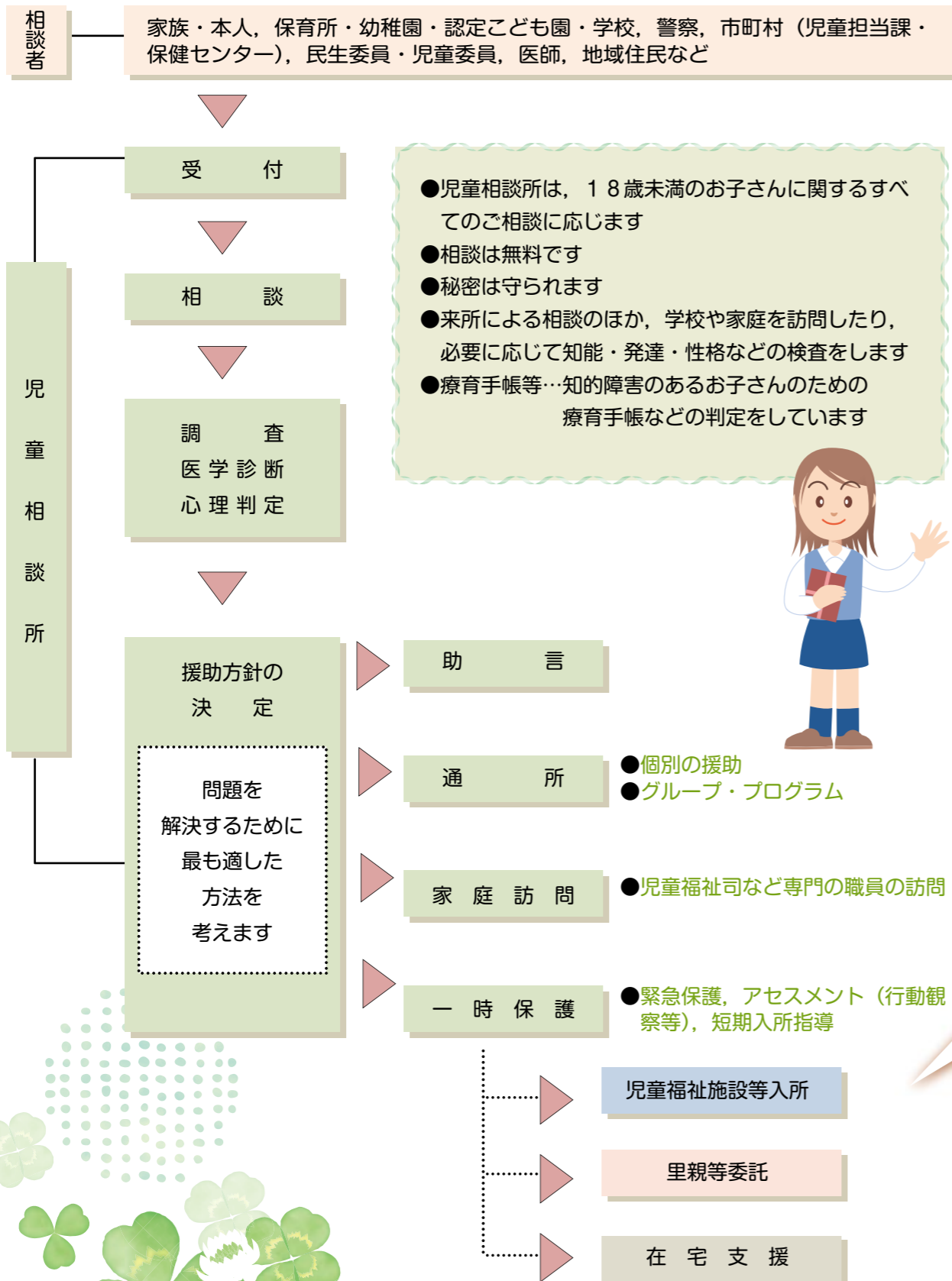
児童相談所のしおり

- 虐待かも…と思ったら
- 子育てのしかたがわからない
- 家庭の都合で子どもを育てられない
- 子ども自身が親や学校のことで相談したい
- 親に反抗的
- 非行、家出、盗み
- 保育園や学校に行きたがらない
- ことばの発達が遅い
- 友達とうまくつきあえない
- 落ち着きがない
- 障害のある子の相談をしたい
- つい、子どもを叩いてしまう

お気軽にご相談ください



相談の流れ



児童相談所にはどんな職員がいるの?

- 児童福祉司**
面接や訪問により, 問題の解決を目指す支援をします
- 児童心理司**
面接や心理検査により, 助言やカウンセリングを行います
- 児童指導員・保育士**
一時保護所で, 子どもの生活を支援しながら, 問題の解決に役立てるため子どもの生活場面について行動観察を行います
- 医師・保健師**
子どもの診察や専門的なアドバイスを行います
- 弁護士**
法的知識に基づく助言を行います
- 警察官, 警察官OB**
警察官としての経験や知識をもとに, 相談・支援を行います



児童福祉施設等の種類と入所対象は?

- 乳児院**
家庭での子育てが困難な子ども (乳幼児)
- 児童養護施設**
家庭での子育てが困難な子ども
- 障害児施設**
身体や知的な面に障害のある子ども
- 児童自立支援施設**
非行や家庭環境上の理由により支援を必要とする子ども
- 児童心理治療施設**
心理的あるいは環境的な要因で生活に困難さを抱え治療や援助を必要とする子ども
- 自立援助ホーム**
義務教育を終了した自立を目指す20歳未満の子ども



里親制度とは?

- 里親**
家庭での子育てが困難な子どもを, 家庭と同様の環境で養育します。家庭で生活できるようになるまで養育する養育里親や, 養子縁組を目的とする養子縁組里親などがあります。
- ファミリーホーム**
家庭での子育てが困難な子どもを家庭と同様の環境で養育します。里親家庭を大きくした里親型のグループホームです。(定員5~6人)